

地方税法等の一部改正に伴う市税条例の改正の概要
(平成30年3月31日条例第76号)

地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)が平成30年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、同日から施行が必要な部分について京都市市税条例の改正を行いました。

改正の概要は以下のとおりです。

(改正内容)

1 固定資産税及び都市計画税

土地に係る負担調整措置の延長(平成30年度～平成32年度)

平成27年度から平成29年度までの間、次のとおり講じられてきた土地に係る負担調整措置を、平成30年度から平成32年度までの間においても継続することとする。(附則第9条、第9条の2、第10条、第12条、第12条の2、第14条、第14条の2、第15条、第16条の2関係)

(1) 商業地等(注1)に係る負担調整措置

負担水準(注2)	課税標準額(注3)
70%超	当該年度の価格の70%(※現行の負担水準の上限を維持)
60%以上 70%以下	前年度分の課税標準額に据置き
60%未満	前年度分の課税標準額+(当該年度の価格×5%) ※ ただし、当該額が価格の60%を超える場合⇒60%相当額 価格の20%に満たない場合⇒20%相当額

(注1)「商業地等」とは、農地以外の土地で、住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地に対して課する固定資産税の価格が、状況が類似する宅地の価格に比準して決定されたもの)をいう。

(注2)「負担水準」とは、前年度課税標準額の当該年度の価格(住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額)に対する割合をいい、個々の土地の課税標準額が、価格に対してどの程度まで達しているかを示す基準として用いられる。負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって、負担水準のばらつきの幅を狭めていく調整措置が採られている。

(注3)「課税標準額」とは、税額計算の基礎となる金額をいい、課税標準額に税率を掛けて税額を算出する。固定資産税の場合は、原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となる。

(2) 住宅用地及び市街化区域農地(注1)に係る負担調整措置

課税標準額
前年度分の課税標準額+(本則課税標準額(注2)×5%) ※ ただし、当該額が本則課税標準額を超える場合⇒本則課税標準額 本則課税標準額の20%に満たない場合⇒20%相当額

(注1) 農地は市街化区域農地と一般農地に区分される。

「市街化区域農地」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域に所在する一定の農地をいい、状況が類似する宅地の価格に比準する価格で評価される。

(注2) 本則課税標準額=当該土地に係る当該年度の価格×特例率

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	1/6	1/3
一般住宅用地	1/3	2/3
市街化区域農地	1/3	2/3

(3) 一般農地（注）に係る負担調整措置

負担水準	課税標準額
90%以上	前年度分の課税標準額×1.025
80%以上90%未満	前年度分の課税標準額×1.05
70%以上80%未満	前年度分の課税標準額×1.075
70%未満	前年度分の課税標準額×1.1

（注）「一般農地」とは、農地のうち市街化区域農地を除いたものをいう。

2 法人の市民税

納期限の延長があった場合の延滞金の計算期間の見直し

納税環境整備の一環として、法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用がある場合における法人市民税の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後更に修正申告書の提出があった場合には、修正申告書の提出により納付すべき税額（その申告等により納付すべき税額に達するまでの部分に限る。）のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することとする。（第10条関係）

3 その他

その他所要の規定整備を行う。

4 施行期日

平成30年4月1日

（参照）

現行の京都市市税条例（抄）

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第10条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合においては、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同法第75条の2第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。この場合においては、前条第1項後段の規定を準用する。

2 法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、同法第81条の2第4第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に法第321条の8第4項に規定する連結完全支配関係がある同条第2項本文に規定する連結子法人（同条第4項に規定する連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額（同項に規

定する連結法人税額をいう。以下同じ。)の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(法第327条第2項に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合においては、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から法人税法第81条の24第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。この場合においては、前条第1項後段の規定を準用する。

附 則

(延滞金の割合の特例)

第3条の9 当分の間、第9条第1項前段及び第37条の10第2項前段に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第10条第1項前段及び第2項前段に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、令附則第3条の2の2第1項に規定する期間内は、第10条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条の規定にかかわらず、令附則第3条の2の2第2項に規定する割合とする。

(固定資産税の減額)

第8条 法附則第15条の6から第15条の10までに規定する固定資産に対して課する固定資産税については、それぞれこれらの規定により減額すべき額をその税額から減額する。この場合において、法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

2～5 (略)

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 宅地等(法附則第17条第2号に規定する宅地等をいう。以下同じ。)に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、法附則第18条に規定するところによる。

第9条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条第1項の規定により、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第10条 農地(法附則第17条第1号に規定する農地をいう。以下同じ。)に係る平成27年度

から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、法附則第19条第1項に規定する農地調整固定資産税額を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(市街化区域農地に対して課する昭和47年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第11条、第12条 (略)

第12条の2 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、法附則第19条の4に規定するところによる。

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第14条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第25条に規定するところによる。

第14条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条第1項の規定により、平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第15条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、農地調整都市計画税額(法附則第26条第1項に規定する農地調整都市計画税額をいう。以下同じ。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

第16条 (略)

第16条の2 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第27条の2に規定するところによる。

(特別土地保有税の課税の特例)

第17条の2の2 (略)

第17条の3 附則第9条の規定の適用がある宅地等(第44条、第44条の2又は附則第7条の規定の適用があるものを除く。)に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第136条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る法附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第136条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」と、「法第596条第2号の規定に基づき定められた額」とあるのは「法第596条第2号の規定に基づき定められた額(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。